

入札参加資格の取扱いに関する例示について

【入札・開札順】 1 番目：入札案件 A 2 番目：入札案件 B 3 番目：入札案件 C

< 第 1 1 項第 1 号の例示 >

X 社・Y 社・Z 社とも案件 A・案件 B・案件 C に入札参加申込みを行い、競争参加資格確認通知を受領しているものとする。

(例 1)

	案件 A	案件 B	案件 C
X 社	落札	落札	入札参加資格喪失
Y 社			入札参加資格あり
Z 社			入札参加資格あり

(例 2)

	案件 A	案件 B	案件 C
X 社	落札		入札参加資格あり
Y 社			入札参加資格あり
Z 社		落札	入札参加資格あり

< 第 1 1 項第 2 号の例示 >

・ X 社・Y 社・Z 社とも案件 A・案件 B・案件 C に入札参加申込みを行い、競争参加資格確認通知を受領しているものとする。

・ 塵芥車を次の表のとおり保有しているものとする。

・ ダンプ車を保有していないものとする。

事業者	塵芥車保有台数
X社	36台
Y社	22台
Z社	37台

(例1) : X社の場合

案件	入札前	案件A	案件B	案件C
入札参加要件 保有車両台数		18台	18台	22台
入札参加要件保有 車両台数の内、塵 芥車保有要件台数		14台	15台	17台
入札結果/参加資格		落札	落札できず	落札
保有車両台数取扱 い	36台	22台	22台	—

X社、案件A(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車14台以上)の入札参加可能。案件A落札。次入札の案件Bにあたり、落札した案件Aに設定されている塵芥車保有要件台数14台を差し引き、保有台数22台として取扱う。案件B(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車15台以上)の入札参加要件を満たしており、入札参加。落札できず。次次入札の案件C(塵芥車又はダンプ車22台、内、塵芥車17台以上)の入札参加要件を満たしており、案件Cに参加し、落札。

(例2) : Y社の場合

案件	入札前	案件A	案件B	案件C
入札参加要件 保有車両台数		18台	18台	22台

入札参加要件保有 車両台数の内、塵 芥車保有要件台数		14 台	15 台	17 台
入札結果/参加資格		落札	案件 B の入札 参加資格喪失	案件 C の入札 参加資格喪失
保有車両台数取扱 い	22 台	8 台	—	—

Y社、案件A(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車14台以上)の入札参加可能。案件A落札。次入札の案件Bにあたり、落札した案件Aに設定されている塵芥車保有要件台数14台を差し引き、保有台数8台として取扱う。案件B(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車15台以上)の入札参加要件を満たしておらず、案件Bの入札参加資格喪失。次次入札の案件C(塵芥車又はダンプ車22台、内、塵芥車17台以上)の入札参加要件も満たさないため、案件Cの入札参加資格も喪失。

(例3) : Z社の場合

案件	入札前	案件A	案件B	案件C
入札参加要件 保有車両台数		18 台	18 台	22 台
入札参加要件保有 車両台数の内、塵 芥車保有要件台数		14 台	15 台	17 台
入札結果/参加資格		落札できず	落札	落札
保有車両台数取扱 い	37 台	37 台	22 台	—

Z社、案件A(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車パッカー車14台以上)の入札参加可能。案件A落札できず。次入札の案件B(塵芥車又はダンプ車18台、内、塵芥車15台以上)の入札参加要件を満たしており、案件Bに参加し、落札。

落札した案件Bに設定されている塵芥車保有要件台数 15 台を差し引き、保有台数 22 台として取扱う。案件C（塵芥車又はダンプ車 22 台、内、塵芥車 17 台以上）の入札参加要件を満たしており、案件Cに参加し、落札。